

日頃から本県の税務行政に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、千葉県では、約7割（令和4年3月末現在）の法人の皆さまに、eLTAXによる電子申告を御利用いただいています。eLTAXでは、申告に加え、大変便利な申告データと連携したダイレクト納税もできます。

このことから、法人県民税・法人事業税及び特別法人事業税の申告書の事前送付を行っていますが、この申告書の発送を取りやめ、以下のとおり送付物を変更しますので、お知らせします。



【送付内容】

- ・納付書
- ・税率表

【対象法人】

- 令和5年4月1日以後に千葉県から送付される分から対象。
（例）
- ・令和5年4月決算法人の確定申告分
 - ・令和5年10月決算法人に係る予定申告分



【留意点】

- ・送付物の取りやめの対象となる法人は、令和5年3月までの間に、eLTAXを用いて申告を行った実績がある法人です。
- ・発送物の取りやめの対象となった法人のうち、電子申告が困難である場合は、千葉県ホームページに掲載された申告書又はお近くの県税事務所から申告書類をお求めください。

☆電子申告・電子納税を御利用いただければ、上記のような手間もなくなります。是非便利な電子申告・電子納税を御利用下さい。



本件に対する問合せ ⇒ 各県税事務所 法人担当まで

中央県税事務所	043 (231) 2300	旭県税事務所	0479 (62) 0772
千葉西県税事務所	043 (279) 7111	東金県税事務所	0475 (54) 0223
船橋県税事務所	047 (433) 1278	茂原県税事務所	0475 (22) 1721
松戸県税事務所	047 (361) 2279	館山県税事務所	0470 (22) 7117
柏県税事務所	04 (7147) 8743	木更津県税事務所	0438 (25) 1110
佐倉県税事務所	043 (483) 1114	市原県税事務所	0436 (22) 2171
香取県税事務所	0478 (54) 1314		

<http://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/jimusho/index.html>